お年寄りや障害をお持ちの方などが利用しやすい建築物は、 誰もが利用しやすい建築物です。



### バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

国土交通省

### バリアフリー法 (建築物関係) に関する お問い合わせ先について 0...

■税特例、補助について

国土交通省 住宅局 建築指導課

03-5253-8111

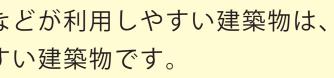
■融資制度について

日本政策金融公庫事業ローンコールセンター 0120-154-505

日本政策金融公庫の国民生活事業・生活衛生貸付を利用して、店舗のバリアフリー化 など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資に ついて、特別の融資を受けることができます。(利用対象者:生活衛生関係営業を営む) 会社・個人)

バリアフリー法に基づく規制・認定等の問い合わせ先

建築確認を行う行政庁(都道府県、市町村、特別区)にお問い合わせください。



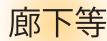
# ハートのあるビルをつくろう

劇場や銀行、ホテル、デパートなど、誰もが利用する建築物、 老人ホームや福祉ホームなど、お年寄りや障害をお持ちの方が主に利用する建築物、 事務所や学校、マンションなど、多くの方々が利用する建築物は、社会全体の財産です。 お年寄りや障害をお持ちの方も、子どもや妊娠中の方も、 皆が利用しやすい建築物にしていきましょう。

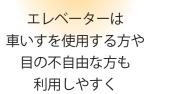
バリアフリー 化とは…

浴室等 浴室やシャワー室は 重いすを 使用する方でも 使いやすいように

トイレ トイレは車いすを 使用する方でも 使いやすいように



廊下は 車いすを使用する方や 目の不自由な方も 安心して楽に 通れるように エレベーター



階段 階段は手すりを つけて緩やかに アプローチ 出入口までは段差が ないかスロープに

駐車場 駐車スペースは

出入口

玄関や部屋のドアは

車いすを使用する方でも

通れるように

視覚障害者

誘導用

ブロック等

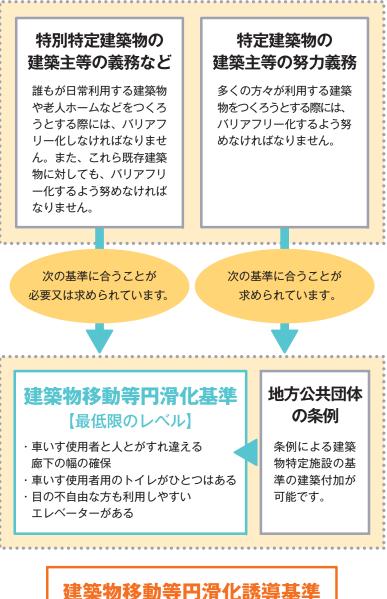
視覚障害者誘導用

ブロック等で安全に

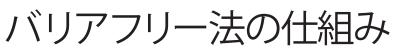
車いすを使用する方でも 楽に利用できるように











### 【望ましいレベル】

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅の確保
- ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある
- ・共用の浴室等も車いす使用者が利用できる



建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の建築 主等は所管行政庁の認定を受けることができます。そ の際、様々な支援措置を受けることができます。



○税制上の特例措置 ○補助制度

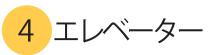
## 建築物移動等円滑化基準、 建築物移動等円滑化誘導基準とは?

## 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは 車いすで円滑に利用できるようにす ることが必要です。出入口の幅と前 後のスペースを確保してください。

■ 玄関出入口の幅(1以上) 80cm 以上 120cm 以上 ■ 居室などの出入口 80cm以上 90cm以上





階と階の間の移動には、エレベーター で行けるようにすることが原則必要 です。車いすを使用する方や目の不 自由な方の利用に配慮した仕様とし てください。

■出入口の幅 80cm 以上 90cm 以上 ■かごの奥行 135cm 以上 135cm 以上 かごの幅(一定の建物の場合) 160cm 以上 140cm 以上 ■ 乗降ロビー

150cm 角以上 180cm 角以上





車いすを使用する方の通行が容易な ように十分な幅を確保することが必 要です。

廊下幅 180cm 以上 120cm以上

5トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを

使用する方や足の弱っている方も使

えるようにすることが必要です。車

いすを使用する方が使える十分な広

建物に1つ以上 各階ごとに原則2%以上

建物に1つ以上 各階でとに1つ以上

建物に1つ以上 各階でとに1つ以上

さの便房を設けてください。

■車いす使用者用便房の数

■ オストメイト対応便房の数

低リップ小便器等の数

20



スロープは緩やかなものとし、手す りを設け、上端には点状ブロック等 を敷設してください。長いスロープ には踊り場を設けることも必要です。

 手すりの設置 両側 片側 - スロープ幅 150cm 以上 120cm 以上 スロープ勾配 1/12 以下 1/12 以下



(屋外は 1/15 以下)

6ホテルや 旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室 等は車いすを使用する方も使えるよ うにすることが必要です。

### ■ 車いす使用者用客室の数 1つ以上 原則 2% 以上

D 

### それぞれの説明中、

### 左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準です。

アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いす で円滑に利用できるようにすること が必要です。広い幅ですべりにくい 表面とし、高低差のある場合には緩 やかなスロープ等を設けてください。

■ 诵路の幅 120cm 以上 180cm 以上 8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使 用する方や体の不自由な方のために、 建物の出入口の近くに車いすを使用 する方が使える十分な幅の駐車ス ペースを確保してください。

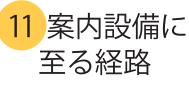
■ 車いす使用者用駐車施設の数 1つ以上 ■ 車いす使用者用駐車施設の幅 350cm 以上





「案内表示」 について

バリアフリー化されたエレベーター やトイレ、駐車場の付近には、見や すくわかりやすい表示が必要です。 これらの施設の配置がわかる案内板 や案内所を設けてください。



道等から案内板や案内所に至る経路 には、目の不自由な方が安全に通れ るように視覚障害者誘導用ブロック を設置するか、音声による誘導装置 を設けてください。







原則 2% 以上 350cm 以上





共用の浴室やシャワー室を設ける場 合には、1つ以上の浴室等を十分な 広さとし、車いすを使用する方が使 える仕様としてください。 (建築物移動等円滑化誘導基準)



増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路 が基準の適用範囲となります。なお、 増築等の範囲にかかわらず多数の者 が利用する便所、駐車場などを設け る場合には、一以上を車いすを使用 する方などが利用できるようにする 必要があります。

### 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路 が基準の適用範囲となります。なお、 修繕等の範囲にかかわらず多数の者 が利用する便所、駐車場、浴室等を 設ける場合には、一以上を車いすを 使用する方などが利用できるように する必要があります。

(建築物移動等円滑化誘導基準)





## 認定を受けるとこんなメリットがあります。

### 表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやす いか否かの情報はとても有用で便利となります。法律では認定特定 建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示 することができるようにしています。なお、表示の際にお年寄りや 車いすを使用する方などが利用しやすい部分を図で示すことも有用 です。

### 容積率の特例

お年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすくなるためには、 トイレや廊下などの面積が増えることもあります。法律では延べ面 積の 1/10 を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入とするこ とができます。また、建築基準法の許可制度によりそれ以上の面積 についても不算入とすることが可能です。

## 税制上の特例措置

認定を受けた特別特定建築物(床面積の合計が2.000m<sup>2</sup>以上) 50,000m<sup>2</sup> 未満のものであって昇降機を設けたものに限られます。) に ついては所得税、法人税の割増償却(10%、5年間)を可能として います。(租税特別措置法第14条の2、第47条の2)



### 【バリアフリー環境整備促進事業】 美術館、文化ホールなどの公益的な施設を含む建築物については、 その施設に至る廊下、階段、エレベーター等の移動システムや、こ れらに付随するトイレ等の整備費の一部を補助します。



・車いす用トイレの設置 車いすが回転できるエレベーター WC WC EV EV 出入口 廊下 ホール 出入口 出入口 階段の幅員増 └─ 廊下の幅員増 緩勾配化







